

## 申請からサービスを受けるまでの流れは、次のとおりです

1. 利用予定者が市町村に申請
  - 障害程度区分を受けていない人は、認定調査
2. 市町村が申請者に文書によりサービス等利用計画案の作成を依頼
3. 申請者は、指定相談支援事業者と利用契約
4. 指定相談支援事業者は、計画案を作成し申請者に交付
5. 申請者が市町村に次の3点の書類を提出
  - サービス利用計画案
  - 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給申請書
  - 計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書
6. 市町村がサービス支給の決定を行う
  - 障害福祉サービス等の支給決定書、受給者証交付
7. 申請者が契約した指定相談支援事業者に利用計画を作成してもらう
  - 特定相談支援事業者はサービス提供事業者とサービス担当者会議
  - 利用計画を市町村へ提出
8. 申請者は、サービス提供事業者と利用契約をする
9. サービス利用開始

### モニタリング

サービス開始後も、うまくサービスが利用できているか検証するために特定相談支援事業者は定期的にモニタリングを行います。モニタリングの結果によって、利用計画の変更等が行われ、前と同様の手続きが行われます

## 指定相談支援事業所『ひかり』のご案内

障害福祉サービスを利用しようとする知的障害児・者の方々へ

利用計画を作成しケアマネジメントを行うことが義務づけられています

社会福祉法人ひかり学園は、

障害福祉サービスを利用される知的障害児・者の利便をはかるために  
指定特定相談支援事業所・指定特定障害児相談支援事業所  
を開設しています

利用計画相談等にご利用下さい

社会福祉士の資格を有する相談支援専門員が相談に応じます

相談日	毎週月曜日から金曜日	午前9時から午後5時
休日	土曜日・日曜日・12月30日から1月3日	

◎サービス「利用計画案」の作成は、

障害福祉サービスを受けようとする人は誰もが必ず

「利用計画案」を作成しないと、サービスの支給決定が行われません

お申し込み、お問い合わせ

社会福祉法人ひかり学園 指定相談支援事業所『ひかり』

〒484-0061

愛知県犬山市大字前原字橋爪山123番地

TEL 0568-61-4591(代表)

0568-61-6502(専用)

FAX 0568-62-4074

お気軽にお電話下さい

担当 奥村

